

経済産業省の海外展開等支援策について

(令和3年度補正予算・令和4年度当初予算案)

令和4年2月28日
東北経済産業局 総務企画部 国際課

「新輸出大国コンソーシアム」について

- ジェトロ、中小機構、金融機関、商工会議所、商工会などが参加する新輸出大国コンソーシアムにおいて、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、事業計画の策定から、商談成立までの段階に応じ専門家による一貫した伴走支援を行う。

【新輸出大国コンソーシアム体制図】



海外販路開拓を進めたい

① JAPANブランド事業（経済産業省）

中小企業者が行う新商品・サービスの開発、海外展開、ブランディング等を支援します。 …「JAPANブランド育成支援等事業」

② 海外展開に取り組む企業の販路開拓サポート 【新輸出大国コンソーシアム】（JETRO）

海外展開に取り組む中堅・中小企業に対して、海外展開計画の策定、商談支援等の適切なサポートを実施します。

…「中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業」

③ Japan Mall事業（JETRO）

海外の主要ECサイトにJapan Mallを設置、オンライン展示会への出展・PRを支援します。

…「中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業」

④ 海外見本市・展示会の出展支援（JETRO）

海外見本市・展示会関連情報やトレンドを調べて出展・訪問したい、世界各国の見本市・展示会に出展して、ビジネスを拡大したい事業者に対し、情報収集・出展をサポートします。

…「現地進出支援強化事業」

⑤ 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（JETRO）

海外の主要拠点に、現地ビジネスの知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みを持つコーディネーターを配置し、相談対応等を行います。

…「現地進出支援強化事業」

⑥ 中小企業国際化支援アドバイス（中小企業基盤整備機構）

海外投資、輸出入や海外企業との業務提携などお悩みを専門家が支援します。専門家が同行して現地の情報収集や調査のサポートも可能です（有料）。

自動化・省力化・スマート化を進めたい

① ものづくり・商業・サービス補助金【グローバル展開型】 （経済産業省）

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な投資・試作開発を支援します。

優れた技術・製品・サービスを途上国で展開したい

① 中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA）

日本の民間企業が持つ製品・技術を活用し、ビジネスを通じた途上国の課題解決を目指し、途上国の開発ニーズと民間企業の製品・技術のマッチングを支援します。

現地法人の中核外国人材を育成したい

① 研修・専門家派遣事業（AOTS）

日本企業の海外進出や海外での事業展開に必要な現地人材の育成を目的に、海外拠点の人材の日本での研修、日本からの専門家派遣による現地指導、海外研修および現地大学での寄附講座開設を支援します。

…「技術協力活用型・新興国市場開拓事業」

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業

東北経済産業局 国際課
022-221-4907

令和3年度補正予算額 **12.4億円**

事業の内容

事業目的・概要

- B to Cの越境EC（電子商取引）市場が世界的に急速に拡大している中、日本が世界のEC市場参入に取り残されないためにも、海外展開を目指す中小企業者等に対して、越境EC市場参入のための支援をすることが重要となっています。
- 本事業では、優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有しているものの輸出販路が弱く十分に海外需要を取り込めていない中小企業者等が、コロナ禍によって変化する海外需要を取り込んでいけるよう、越境ECに適したブランディング、プロモーション等を支援します。
- その際、海外展開におけるブランディング、プロモーションに関する知見を持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選定・公表し、中小企業者等と支援パートナーとの出会いの場を創出します。
- また、ECサイト改ざんによる個人情報・クレジットカード番号等の流出など、ECサイトを狙ったサイバー攻撃被害の急増を踏まえ、ECサイトのセキュリティの実態を調査し、対策ガイドライン等の策定・普及を行います。

成果目標

- 事業終了5年後の採択事業者全体の労働生産性について、20%向上を目指します。
- 本事業において脆弱性調査を実施しガイドラインに沿った対策を実施した企業の事業終了1年後の被害数をゼロにすることを目指します。

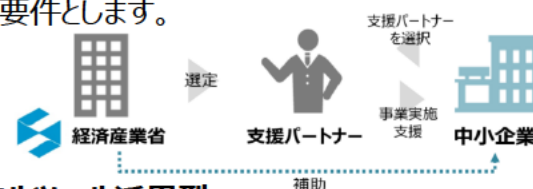
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業

中小企業者等が、越境ECを活用した海外需要の取り込みを拡大させていくために、それに適したブランディング、プロモーション等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。中小企業者等が補助事業に申請する際には、いずれかの支援パートナーを活用したうえで事業を実施することを要件とします。



(1) デジタルツール活用型

優れたコンセプト等を有する中小企業者等の商品について、類似商品との差別化を図るためのブランドの構築と、ブランドの魅力を効果的に発信する取組を支援します。

補助上限：500万円、補助率：2/3以内

（複数者による共同申請の場合は最大、上限5,000万円）

また、バーチャルコンテンツ等の新しいプラットフォームを活用して中小企業者等の海外展開を支援する取組を実証し、好事例の横展開を行うことで、中小企業者等の海外展開支援を高度化します。

(2) 海外で活躍するトップクリエイター活用型

優れたコンセプト等を保有する中小企業者等の商品について、既に海外で活躍するトップクリエイターと海外展開のノウハウ等を有するコーディネーターを活用して、産品全体をその世界観でコーディネートし、効果的に海外に発信する取組を支援します。

補助上限：500万円、補助率：2/3以内

（複数者による共同申請の場合は最大、上限5,000万円）

ECサイトセキュリティ対策促進事業

中小企業者等が運営するECサイトについて、システムベンダー等との契約・運営保守状況や脆弱性に関する調査を行うことで、サイト運営事業者が特に陥りやすいセキュリティの誤解や対策を明らかにし、ECサイト構築時・運営時に留意すべき事項をまとめたガイドラインやモデル契約の策定・普及を行います。

「デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業」概要

コアファンを獲得し、海外向け販売サイト
(越境EC)で販路拡大したい方へ！

デジタルツール等を活用した 海外需要拡大事業費補助金 (デジタルツール活用型)

このような悩みを抱えている事業者さん必見！

- ✓ 過去に越境ECサイトを構築したが、商品の売上げが伸び悩んでいる…



ただ掲載するだけではなく、商品のブランディングや適切なプロモーションを実施することが重要となります。当補助金ではこれらに係る経費の補助を受けることができます。

- ✓ 自社の強みをうまく表現・発信できない…
- ✓ 海外において他社商品との差別化を図りたい！



商品のコンセプトや世界観の確立から発信まで一連のブランディングに係る経費の補助を受けることができます。

- ✓ 自社商品をもっと海外の人々に知ってもらいたい！



SNSやインフルエンサー等を活用したプロモーションに係る経費(※)の補助を受けることができます。

※ライブコマース等販売に直接関する経費は対象外となります。

- ✓ プロモーション・ブランディングを自社でやりたいが、知り合いの専門家がいらない…



補助事業を通して、ブランディングやプロモーション分野の専門知識を持つ「支援パートナー」が提供する支援サービスを受けることができます。

詳細は裏面をご確認ください。

補助額：上限 500万円

※1社ごとに500万円上限額を高め、最大で5,000万円

補助率：補助対象経費の2/3

デジタルツール活用型の要件

当補助金では、優れたコンセプトや魅力的な地域資源を保有している中小企業者等の製品について、越境ECを積極的に取り入れたブランディング、プロモーション等を実施することにより、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立させ、新たな海外販路の開拓を支援します。

補助事業実施に際し、以下の要件を満たす必要があります。

- ①越境ECを利用した販路開拓(拡大)をすること
- ②海外展開予定の自社製品がすでに存在していること
- ③商品力・ブランド力確立のために商品のプロモーション等を実施すること
- ④支援パートナーが提供する支援サービスを受けること

支援パートナー制度

中小企業庁が選定した海外販路開拓等のプロフェッショナル事業者である「支援パートナー」が事業実施を支援します。海外販路開拓・拡大に資する支援パートナーを自ら選択し、支援パートナーとの協議により事業計画を策定した上で、補助金申請を行ってください。

補助対象の経費

当補助金では、以下の費用が補助対象経費となります。

- ①謝金 ②旅費 ③通訳・翻訳費 ④広報費 ⑤マーケティング調査費 ⑥産業財産権等取得等費 ⑦通信運搬費
- ※越境ECにて販売した商品の配送に係る費用等は補助対象となりません。
- ⑧設計・デザイン費

※海外向け商品パッケージの作成に係る費用等を補助対象とし、新商品の開発や商品の大幅な改変に係る費用等は補助対象となりません。

- ⑨委託・外注費

※越境ECの活用に係る費用(ECサイト利用料・手数料等)は補助対象となりません。

※補助対象の経費は、今後変更となる場合があります。詳細は公募要領(後日ホームページに掲載)をご確認ください。

スケジュール

令和5年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
事業実施期間										
①公募 ②申請書 提出		③審査	④採択発表 ⑤支援パートナー 選定	⑦状況報告 ⑧中間検査				⑨実績報告 ⑩確定検査		

※スケジュールは目安です。

※JGrants(電子申請システム)での公募申請受付を予定しています。GBizIDプライムの発行に2~3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>



海外展開のための支援事業者活用促進事業

令和4年度予算案額 5.5億円（8.0億円）

事業の内容

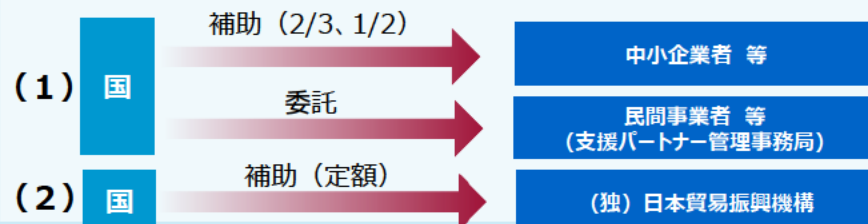
事業目的・概要

- 人口減少により国内市場が縮小する中、中小企業者にとって、海外展開や新事業展開により新たな需要を獲得することが極めて重要となっています。
- 本事業では、中小企業が海外展開に向けて、新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む際に係る費用について一部補助を行います。その際、海外展開においては現地のマーケットに関する知見やネットワークを持つ支援機関・支援事業者を活用しながら事業を実施することが極めて重要であることから、経済産業省が有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選出・公表し、中小企業と支援パートナーとの出会いの場を創出します。加えて、これらの取組の効果検証を行うことによって、より効果の高い海外展開の支援を目指します。
- また、中小企業単独では、海外ビジネスに直結する現地ニーズやトレンド情報を広く収集することは困難なことから、現地ディストリビューターやマーケティング会社からニーズ情報等入手し、その情報を中小企業の海外展開に役立てます。

成果目標

- 事業終了5年後の採択事業者全体の労働生産性について、20%向上を目指します。また、本事業で提供した情報を海外展開事業の具体的な進展に活用した企業の割合が80%以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) JAPANブランド育成支援等事業

- 中小企業者等が、海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。
 - 補助上限：500万円
（複数者による共同申請の場合は最大、上限2,000万円）
 - 補助率：2/3以内
（海外展開を見据えた国内販路開拓、計画3年目の場合は1/2以内）
- 令和4年度においては、海外展開支援に実績のある支援機関・支援事業者を、中小企業庁が設置する事務局が「支援パートナー」として選出・公表します。中小企業者が補助事業に申請する際には、いずれかの支援パートナーを活用したうえで事業を実施することを要件とします。



(2) 現地ニーズ等活用促進事業

- 海外ビジネスに直結するニーズや最新のトレンド情報を、JETROを通じて、現地のディストリビューターやマーケティング会社から直接入手し、これらを中小企業が扱いやすい形に加工・編集した上で即座に情報提供することで、優れた商品やサービスを持つ国内中小企業の効果的な海外市場開拓を後押しします。

「JAPANブランド育成支援等事業」概要

海外への事業展開に向け、商品の開発や改良を行い、販路拡大したい方へ！

JAPANブランド 育成支援等事業費補助金

このような悩みを抱えている事業者さん必見！

- ✓ 海外向けの商品を製造し販売したが、商品の売上げが伸び悩んでいる…



進出先の商習慣や文化を事前に調査し、対応した商品を開発することが重要となります。当補助金では市場調査から販売戦略立案に係るコンサル経費の補助を受けることができます。

- ✓ 海外向けに商品開発や自社製品の改良をしたい！



進出先の市場に合わせた商品開発・改良費用、試作品のテスト販売（※）、知的財産権取得費用に係る経費の補助を受けることができます。
※テスト販売により収入が発生した場合は、補助金の減額割合があります。

- ✓ 現地の展示会に出展したいが、旅費や出展費用の負担が重い…



展示会は自社製品の強みや魅力を伝え、商談に繋げることのできる重要な場となります。当補助金では出展費から運営サポート費用まで一連の経費の補助を受けることができます。

- ✓ 海外展開事業に取り組むたいが、相談できる知り合いの専門家がいらない…



補助事業を通して、海外展開における専門知識を持つ「支援パートナー」が提供する支援サービスを受けることができます。

詳細は裏面をご確認ください。

補助額：上限 500万円

※1社ごとに500万円上限額を高め、最大で2,000万円

補助率：補助対象経費の2/3

※ただし、採択3年目事業又は国内販路開拓部分は1/2

令和4年度当初予算案において措置予定

（上記予算案成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。）

要件

当補助金では、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスを保有している中小企業者等が、海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディング等を実施することにより、海外のマーケットで通用するよう商品力・ブランド力を高め、新たな海外での販路開拓の取組を支援します。補助事業実施に際し、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 海外での販路開拓を目指す事業計画を策定すること

※ただし、海外展開を見据え、その前段階として国内での販路開拓に取り組む事業計画は、1～2年目の事業計画に限り、補助事業として認められます。

- ② 支援パートナーが提供する支援サービスを受けること

支援パートナー制度

中小企業庁が選定した海外販路開拓等のプロフェッショナル事業者である「支援パートナー」が事業実施を支援します。海外販路開拓・拡大に資する支援パートナーを自ら選択し、支援パートナーとの協議の上、事業計画を策定し、補助金申請を行ってください。

補助対象の経費

当補助金では、以下の費用が補助対象経費となります。

- ①謝金 ②旅費 ③借損料 ④通訳・翻訳費 ⑤資料購入費 ⑥通信運搬費 ⑦広報費 ⑧マーケティング調査費 ⑨産業財産権等取得等費 ⑩展示会等出展費 ⑪雑役務費 ⑫講座受講料 ⑬原材料等費 ⑭機械装置等費 ⑮設計・デザイン費 ⑯委託・外注費 ※WEBプラットフォーム上のサービス利用費も含まれます。

※補助対象の経費は、今後変更となる場合があります。詳細は公募要領（後日ホームページに掲載）をご確認ください。

スケジュール



※スケジュールは目安です。

※jGrants（電子申請システム）での公募申請受付を予定しています。GPIIDプライムの発行に2～3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>



「JAPANブランド育成支援等事業」 活用事例（東北・食文化輸出推進事業協同組合）



「組合形式での活動による『TOHOKU』ブランド確立プロジェクト」

農林水産物
令和2年度

POINT 東北の食、TOHOKUブランドを世界へ！

事業者情報

東北・食文化輸出推進事業協同組合

代表理事：高田 慎司
URL: <http://tohoku-food.or.jp/>
組合概要：東北域内の食関連中小企業32社（令和3年4月時点）からなる事業協同組合。法人格を有し、東北の地域商社として営業、物流、決済、貿易実務を行う。

プロジェクト内容

- 東北の農水産・食品関連事業者による組合形式により、東北の食文化の輸出を推進し、「TOHOKU」を世界で勝ち抜けるブランドとして育成し、その確立を図るもの。
- ブランドの普及・確立に向けた活動を継続し、海外販路拡大のため海外営業の強化に取り組んだ。また、共同輸出促進に向けた組合内外の連携体制強化に取り組んだ。

事業の実施体制



日本航空の国内線ファーストクラスの機内食に食材を導入。令和2年8月の1ヶ月間、組合員企業4社の商品を提供した。令和元年度JB事業から波及した成約案件となった。



令和2年度の「輸出に取り組む優良事業者」へ応募。東北農政局長賞を受賞し、表彰式に参加した。

プロジェクト成果

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により渡航が制限される中、オンライン型の輸出商談を数多く実施。新規パイヤーとの取引を5件創出した。
- 海外展開が難しい中、昨年度JB事業で協業した国内事業者と共に販路開拓に取り組み、日本航空国内線ファーストクラスの機内食へ食材を導入した。一部商品は継続取引に繋がった。
- 既存取引先や新規取引先との継続商談を重ね、フィリピンやサウジアラビア等の新規市場への輸出に成功した。
- 宮城県がシンガポール向け活牡蠣輸出に係る衛生管理プログラムの承認を受け、県内産活牡蠣の輸出が可能となった。当組合で初出荷の輸送手続きを行った。
- 令和2年度「輸出に取り組む優良事業者」として東北農政局長賞を受賞した。

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算案額 **2,001億円**

東北経済産業局 国際課
022-221-4907

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実業性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

（１）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

（２）小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や跡継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

（３）サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

（４）事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

「ものづくり・商業・サービス補助金（グローバル展開型）」 10次公募：2/16～5/11

グローバル展開型

「グローバル展開型」の特徴

01

補助金の上限額が
3,000万円

下限額は1,000万円

海外旅費を補助対象に

02

海外展開の手法により、
4類型で対応

事業の特性から、
最も適した類型を選択可能

03

実施期間は
12か月以内

グローバル展開の特性から
一般型よりも長い事業実施期間を設定

4つの「類型」

海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援

01

海外直接投資型

グローバルな製品・サービスの
開発・提供体制を構築する!

02

海外市場開拓型

海外顧客に対して、
市場を開拓する!

03

インバウンド
市場開拓型

訪日外国人観光客に対して、
市場を開拓する!

04

海外事業者との
共同事業型

外国法人与共同研究、
共同事業開発に伴う
設備投資を行う!

中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業

東北経済産業局 国際課
022-221-4907

令和3年度補正予算額 **11.4億円**

事業の内容

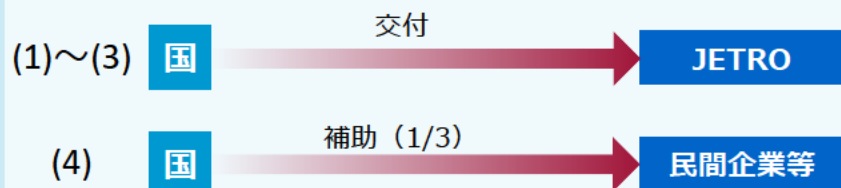
事業目的・概要

- 来年早期に見込まれるRCEP協定の発効や、先進国地域等のワクチン接種の進展による消費の回復を捉えて、中堅・中小企業の海外展開を推進することが重要です。
- RCEP協定は、我が国の貿易総額の約5割を占める地域との経済連携協定です。特に、我が国にとって主要な輸出相手国である中国及び韓国との初めての経済連携協定であり、これらの国への輸出関税の大部分が撤廃される他、15カ国で共通の電子商取引のルール等が整備されます。こうした状況変化を踏まえて、RCEP協定の参加国向けを中心として、越境EC市場への参画や海外展開計画策定の支援を実施します。
- また、RCEP協定等のEPAの利活用を一層進めるためには、中堅・中小企業へのきめ細かな情報提供・相談体制等を強化するとともに、EPA関連手続きの効率化を図る必要があります。
- このため、①中堅・中小企業の越境EC市場を通じた海外展開支援、②新たに海外展開に取り組む中堅・中小企業の販路開拓支援、③中堅・中小企業のEPA利活用のための情報提供・相談体制の強化、④EPA関連手続きを簡素化するツールの開発に係る実証に取り組みます。

成果目標

- 中堅・中小企業の海外展開に関する政府目標（2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする）

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）越境EC市場等を通じた海外展開支援

- RCEP協定の参加国を中心に、海外主要ECサイトにおける「ジャパンモール」の設置拡充を行うことに加え、デジタルを活用した優良バイヤーの発掘、日本製品のファンコミュニティの形成などにより、中堅・中小企業のオンラインでの販路開拓を支援します。

（２）新たに海外展開に取り組む販路開拓へのサポート

- ①海外展開に取り組む企業の段階に応じたサポート
 - 「新輸出大国コンソーシアム」において、海外展開計画の策定、商談支援等、各段階での適切な支援を実施します。
- ②マーケティング調査・プロモーションの実施
 - 農林水産品・食品について、経済活動再開を踏まえた現地のニーズ・市場の変化を早期に捉え輸出を促進すべく、マーケティング調査や試飲会・試食会等のプロモーションを実施します。

（３）EPA利活用促進のための情報提供・相談事業

- RCEP協定の発効を見据え、①利用者に対するセミナーの開催や、②パンフレット・解説書等の作成・配布、③相談対応、④新聞や雑誌等の媒体への記事掲載等も活用した周知広報、⑤通関トラブル等に備えた情報収集・調査を実施します。

（４）EPA関連手続きの効率化に係る実証事業

- RCEP協定の利用による成長を、中堅・中小企業まで波及させるために、EPA関連手続きを簡素化するツール開発に係る実証を支援します。

現地進出支援強化事業

令和4年度予算案額 13.3億円 (12.2億円)

事業の内容

事業目的・概要

中小企業の海外展開の進展度合いに応じて、効果・効率的な支援策を国内外でシームレスに実施します。

- ウェビナーの開催や相談対応のオンライン化により、現地情報のタイムリーな発信やサポートを実施します。
- 海外渡航の必要がなく参加が容易なオンライン商談会と、出展効果が高い海外見本市や国内外の対面型商談会とを有機的に組み合わせ、中小企業の海外市場の獲得を戦略的に支援します。また、一定の市場規模が見込める地域において中小企業の商品サンプルを展示し、バイヤーが商品の質感や使用感等を確認できる機会を設けることで、中小企業がオンライン上で商談を成立させることができるよう後押しします。
- さらに、中小企業が抱える個別課題を解決するため、海外の主要拠点にプラットフォームコーディネーターを配置し、現地ビジネスの展開に関する具体的な相談への対応や商談における支援を実施します。
- 中小企業等の海外展開に伴う税制等について、セミナーの実施等により情報提供を行います。

成果目標

本事業で支援した中小企業の輸出・投資等の海外展開成功件数を前年度比6%以上増加させる。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 現地進出支援強化事業



(2) 進出先国税制等広報事業



事業イメージ

(1) 現地進出支援強化事業

- 海外市場や現地の規制・商習慣等のタイムリーな情報収集・オンライン提供
- データベースを活用した、貿易投資相談事例の分析およびFAQの提供
- 専門アドバイザーによる中小企業等の海外展開に関する相談対応
- 海外展示会出展・現地有力バイヤーの招へい・ミッション派遣、オンライン商談会等を通じて、中小企業等の商談機会の創出及び成約までをフォロー
- サンプル展示等による、中小企業の知名度向上やオンライン商談の成約率向上
- 海外の主要拠点に配置されたプラットフォームコーディネーターと官民支援機関との連携による、中小企業の海外展開に係る個別課題の解決や輸出商談の支援



《ウェビナーによる情報発信》



《オンライン商談会の様子
(日系企業とタイ企業)》



《プラットフォームコーディネーター
による個別相談会の様子 (仏)》

(2) 進出先国税制等広報事業

中小企業等が多く進出している国の税制、執行実務、課税問題等について、セミナーの実施等により情報提供を行うことで、海外展開を行う中小企業等の税務に係る体制整備を支援する。

○海外見本市・展示会の出展支援（JETRO）

対象分野 農林水産物・食品・機械・部品・環境・デザイン製品・日用品・ファッション(繊維)、コンテンツ(映像、ゲーム、アニメ、音楽など)、ヘルスケア(医療機器など)

- 「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」
(JETRO)

市場調査・相談

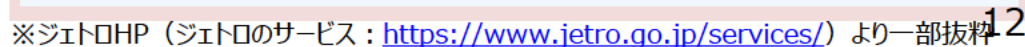
企業リストアップ

商談アポイントメント取得・
支援機関専門家取次ぎ

※1. 希望国・地域での市場調査がお済みの企業向け
※2. 中小企業海外展開現地支援プラットフォームのみ

※1. 希望国・地域での市場調査がお済みの企業向け
 ※2. 中小企業海外展開現地支援プラットフォームのみ

GLOBAL NETWORK
世界に広がるジェトロ・ネットワーク



技術協力活用型・新興国市場開拓事業

令和4年度予算案額 40.7億円（41.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 新興国の経済発展に貢献するため、日本企業の技術・ノウハウを活用した官民連携による技術協力に取り組みます。
- また、本事業による技術協力を通じて、日本企業が新興国でビジネスを展開する上で課題となる現地人材の育成、事業環境の整備等を図ることで、日本企業の新興国市場への進出を後押しします。
- 事業の実施に当たっては、可能な限り、オンライン教材やウェブによる研修等、非対面方式を取り入れていきます。

成果目標

- 令和7年度までの事業であり、新興国での制度・事業環境整備を行う各プロジェクトの最終年度における目的達成度70%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 研修・専門家派遣事業

- 海外進出先での事業を担う現地人材の育成のため、日本企業による日本国内での受入研修、現地への専門家派遣、海外高等教育機関での寄附講座開設等の取組への補助を行います。

(2) 制度・事業環境整備事業

- 日本企業が新興国でビジネスを展開しやすくなるよう現地の政府・産業界関係者に対する人材育成等を通じ、新興国の制度や事業環境の整備を図ります。

(3) 社会課題解決型国際共同開発事業

- 中堅・中小企業等が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を行います。

(4) 国際化促進インターンシップ事業

- 海外展開等を目指す日本企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会を提供します。

(5) 看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

- 経済連携協定に基づく約束を着実に履行するため、看護師・介護福祉士の円滑な受入れに向けた日本語研修を行います。

(6) インフラ海外展開支援事業

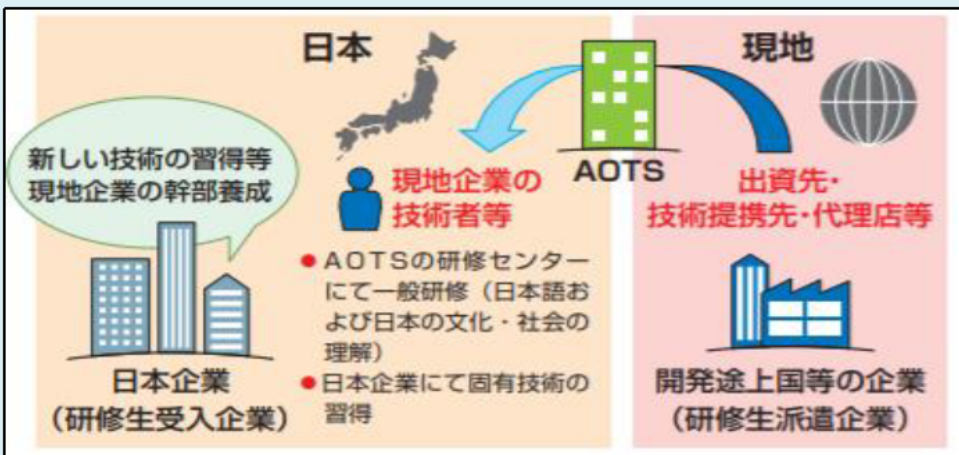
- 日本の優れたO&M技術など質の高いインフラの理解促進のため、現地への専門家の派遣や、海外の要人の招聘を行います。

【参考】研修・専門家派遣事業

①受入研修

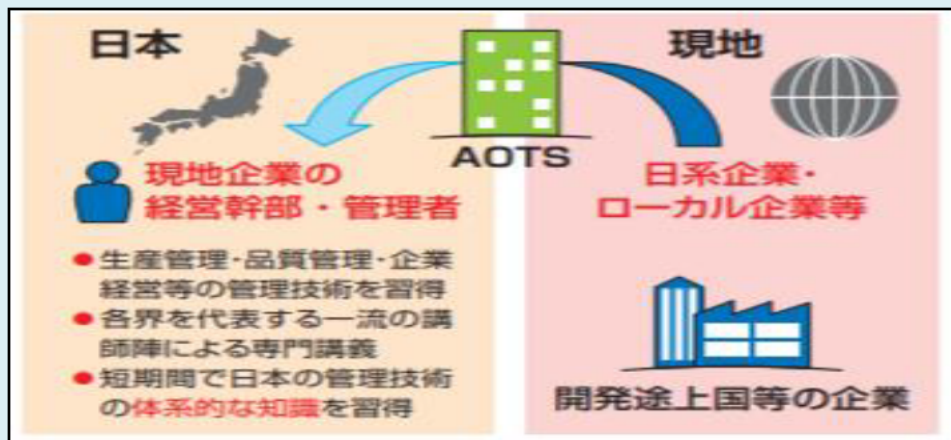
○技術研修

技術者等の現地中核人材を対象に、一般研修および実地研修を実施。



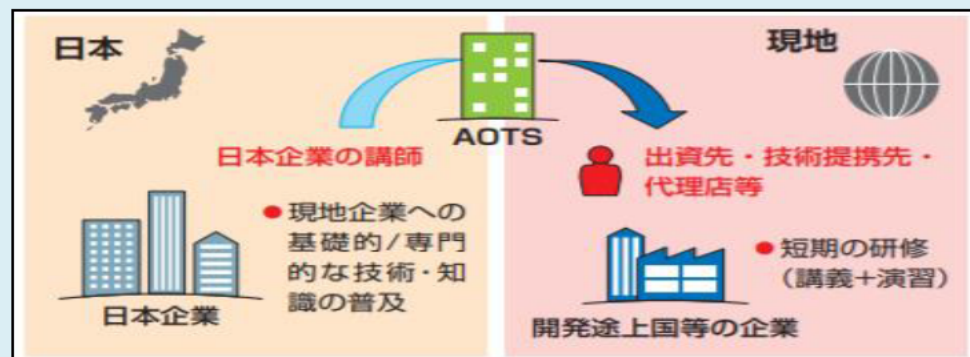
○管理研修

経営幹部、管理者を対象に、企業経営や生産管理等のテーマに関する研修を実施。



②海外研修

日本から海外に講師を派遣し、現地で短期間の研修を実施。



③専門家派遣

日本の企業等から現地日系企業等に専門家を派遣。



④寄附講座

海外の大学等で対面・オンラインによる講座を開設し、学生を指導（インターン受入も可）。

